

広島電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成29年4月4日（火） 10時35分～11時50分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、河野康子

<国土交通省>

鉄道局：内海鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎調査官、木村課長補佐、鈴木課長補佐

4. 議事概要

○ 鉄道局が広島電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請の概要等について説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

①駅前大橋ルート of 整備事業に係る費用の負担はどうか。

②広島電鉄株式会社の輸送人員は中長期的にみて減少傾向にあるとのことだが、広島市地域公共交通網形成計画においては、同社の鉄軌道事業に関して、運賃改定や事業規模の縮小を伴う路線の再編について言及されているのか。

等についての質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

①当該事業は国、地方公共団体及び事業者の負担で実施する予定である。当該事業について、広島電鉄株式会社が負担する費用で平成29年度から31年度までの平年度に発生するものはない。

②同計画においては、広島電鉄の運賃改定についての記載はない。また、事業規模の縮小を伴うような広島電鉄株式会社の鉄軌道の路線の再編については、同計画においても記載はないし、同社からもそのような話は聞いていない。なお、広島電鉄株式会社の鉄軌道の路線について

は、同計画において、駅前大橋ルート of 整備に併せ、循環ルート of 導入に取り組むこと等が記載されている。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会 of 指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。